

「あおもり食産業」介護食ビジネス研究会 設置要領

(目的)

第1 青森県内における食料・農業と医療・福祉分野の連携による介護食分野へのビジネス参入を目的として、県産農林水産物を活用した介護食品の開発や普及啓発に向けた情報交換及び調査研究を行う「あおもり食産業」介護食ビジネス研究会（以下「本会」という。）を設置する。

(内容)

第2 本会は、前項の目的を達成するため、次に掲げる調査研究を行う。

- (1) 介護食の現状と課題に関する事
- (2) 介護食ビジネスへの参入に当たっての課題解決に関する事
- (3) 県産農林水産物を活用した介護食品の開発・サービスに関する事
- (4) 介護食分野のクラスター化の可能性に関する事
- (5) その他目的達成のために必要な事項に関する事

(会員)

第3 本会は、本会の設置目的に賛同する、県内の農林漁業者、食品製造業者、流通・販売業者、医療・福祉事業者、関係団体、研究機関、金融機関及び行政機関などを会員として組織する。

(会議)

第4 本会の開催は、青森県農林水産部総合販売戦略課長が招集する。

- 2 本会には、必要に応じ関係者をオブザーバーとして出席させることができる。
- 3 本会には、必要に応じ分科会を設置することができる。

(入会)

第5 本会への入会を希望する者は、別紙様式により入会申込書を提出するものとする。

- 2 本会の入会金及び会費は、無料とする。

(設置期間)

第6 本会の設置期間は、平成29年3月31日までとする。

(庶務)

第7 本会の庶務は、青森県農林水産部総合販売戦略課において行うものとする。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付則

この要領は、平成27年10月21日から適用する。

別紙様式（第5関係）

平成 年 月 日

「あおり食産業」介護食ビジネス研究会入会申込書

「あおり食産業」介護食ビジネス研究会事務局 行き
(青森県農林水産部総合販売戦略課 FAX 017-734-8158)

下記のとおり、「あおり食産業」介護食ビジネス研究会に入会します。

記

事業所名 又は氏名	
住 所	〒
代表者名	(役職名) (氏 名)
担当者名	(所属名) (役職名) (氏 名)
連絡先	(TEL) (FAX) (E-MAIL)